

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	都市計画法			法令番号	昭和43年法律第100号			
手続名	都市計画施設等の区域内における建築許可			根拠条項	第53条第1項			
審査基準	<p>(都市計画施設等の区域内における建築の許可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、県知事（市の区域を除く）の許可を受けなければならない。 ただし、法第53条第1項各号に掲げる行為についてはこの限りでない。 <p>(建築の許可の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法第54条各号いずれかに該当するものであること。 ○ 法第54条第3号の「容易に移転し、若しくは除却することができる」とは、物理的及び経済的に容易に移転し、若しくは除却することができる意味である。従って、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等でも造り方いかんによっては移転又は除却が容易でない場合があり、また、数奇をこらした建築物など、将来の移転又は除却が客観的に不経済である場合については、許可できない場合もある。 ○ その他国の各種通知や旧通達、「都市計画法の運用」などを参考とする。 							
	受付機関	各市町村	処理機関	各土木事務所 まちづくり課	交付機関	各土木事務所 まちづくり課	標準処理期間 30日 標準経由期間 上記に含む日	目次 No.